



ニュース・レター

第34号 2009.2.16

E-mail asunokai@navs.jp URL <http://www.navs.jp>

〒100-8698
郵便事業株式会社 銀座支店
郵便私書箱2346号
TEL:03-5319-1773 FAX:03-5319-1774

C O N T E N T S

| | | | |
|----------------------------------|-------|---------------------------|-------|
| 特集 第9会 全国犯罪被害者の会 大会 | 02~13 | ご挨拶／早川忠孝衆議院議員、決議 | 11 |
| 祝辞にかえて／鳩山邦夫 総務大臣 | 02 | [速報]全国初の被害者参加制度を利用した裁判傍聴記 | 14 |
| 基調講演／諸澤英道 常磐大学理事長 | 04 | 活動報告、幹事会・各地集会・弁護団会議報告 | 15~17 |
| パネルディスカッション／被害者参加・損害賠償命令を明日にひかえて | 06 | 会員の声 | 18 |
| 裁判劇「偽装 あなたの名誉を守りたい」 | 10 | 報道おぼえがき(平成20年11月～平成21年1月) | 19 |

裁判を被害者のために取り戻した — 被害者参加第1号、第2号事件 —

弁護士 高橋 正人

東京地裁で1月23日、全国初となる被害者参加制度を利用した裁判が2件行われた。そのひとつ、自動車運転過失致死事件（いわゆる交通事故）では、岡村代表幹事と私を含めた顧問弁護団7名が幸い抽選に当たり、傍聴することができた。

交通事故の遺族が裁判終了後、司法記者クラブで会見し、「参加したこと、被告人の受け答えにかえって傷つくことはなかったか」との記者の質問に、「（被告人の誠意のなさに）怒りが増した。しかし、自分たちが参加しなければ裁判官に思いを伝えることはできなかった。気持ちを直接言えて本当によかったです」と冷静に答えられていた。他の記者から「検察官に代わりに質問して貰えれば十分ではなかったか」との質問も飛びだしたが、遺族は、「第三者に代弁してもらっても、被害者の気持ちは被告人には伝わらない」ときっぱり言い切った。

もうひとつの、路上で因縁をつけられた恐喝・傷害事件（被害者：年配男性、加害者：若者2名）では、顧問の諸澤教授と岡村代表が途中まで傍聴された。新聞報道によると、被害者の男性が、「あなた（被告人）の供述調書（捜査段階）には、『手のひらで殴った』とあるが、殴ったのはこぶしではないのか」と当事者しか知り得ない犯行状況を質問され、被告人の男性が「うそをついていた。こぶしで間違いない」と謝罪されたとのことである（日経新聞1月24日付朝刊紙）。

また、かつて窃盗で少年院に入り、当時の被害者

に謝罪の手紙を書いたことのある被告人は、今回との違いについて聞かれ、「初めて被害者と直接会う形になったが、今まで顔も見ていなかった。手紙を書くのは簡単だが、被告人としての自己満足だったと思う」（朝日新聞同日付朝刊紙）と強調されたそうである。

この制度ができる前、制度に対するさまざまな否定的な意見が、日弁連執行部から寄せられていた。被害者が直接参加し質問すると法廷が報復の場になり混乱する、検察官に代弁してもらえば十分だ、被告人が萎縮し本当のことを言えなくなる、感情をあらわにした被害者と対峙し、かえって更生の妨げになるなどが代表的なものであった。しかし、顧問弁護団7名で裁判を2件検証した限り、報復の場にはならなかつたし、第三者に代弁してもらっては遺族の気持ちが伝わらなかつたし、さらに、被告人が萎縮するどころか被害者を目の当たりにしてさすがに嘘を言えなくなりかえって本当のことを白状し、反省の言葉を示したりしたというのが現実であった。

閉廷後、ある新聞記者が、「今までの刑事裁判では考えられない緊張感だ。被害者が入ったことで法廷の空気が一変した。本当に良い裁判だった」と感想を述べていたが、全く同感だ。今後も各地で被害者参加の法廷が開かれると思うが、裁判をようやく被害者のためにも取り戻すことができたのではあるまいか。

この国の正義を実現するためにも、 悪事を働いた人間は正しく裁かれるべきである～祝辞にかえて

鳩山邦夫 総務大臣（元法務大臣）

「被疑者や犯人、被告人の人権は守らなければならぬ」「間違った取り調べや、行き過ぎた取り調べによって冤罪が起きてはいけない」

日本の国では、なぜかこのことばかりに重心が置かれ、被害者の方々が置き去りにされたままという制度がずっと続いてきました。これは根本的に政治の怠慢であり、間違いであったと思っております。

皆様方の運動によって行政、政治、司法もそれに気づいて態度を改めるようになってまいりました。いよいよ12月1日から、被害者参加制度、損害賠償命令制度、国選被害者参加弁護士制度が発足いたします。

大会のプログラムでは「祝辞」となっておりますが、今までそうした制度がなかったことが間違いのですから、このことに対してただ「おめでとうございます」と言うわけにはいきません。我々が反省して、皆さんが望んでいる社会にやっと一歩近づいたという歴史的な記念日であり、今日行われる模擬裁判劇やシンポジウムは豊かな内容になることでしょう。

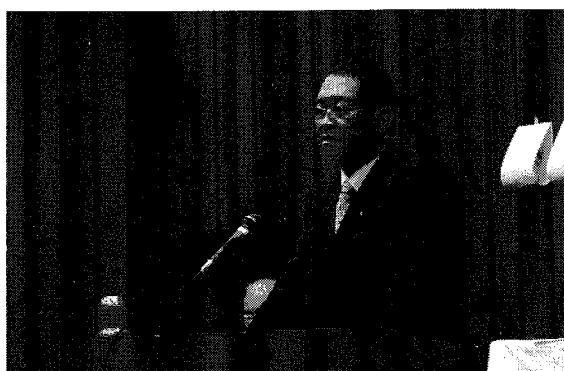
一昨日、与野党党首によるクエスチontimeというものがあり、私は総理の隣の隣に座って、45分間、これを聞いておりました。正直に言ってものすごくつまらない党首討論でした。第二次補正予算をどうするのか、解散するのかしないのか……。問題はこの国や社会をどうするかということではないでしょうか。気がついていながら、政治家はそれをやろうとしていたかった。だから被害者の皆さんが、ここまで無視されるような社会が続いてきてしまったわけです。党首討論であるならば、あるべき社会のかたち、国のかたちについて語られなければおかしいのではないかでしょう。私は政治家を30年間やっておりますが、哲学や理念を持った政治家がどんどん減って、ほとんど見られないような気がします。だから選挙でどちらが勝つか、いつが有利か、すべて政局絡みでしか語られず、つまらない党首討論になってしまふのです。

そういう意味で、皆様方が社会の本質について、つらい経験を通して学ばれ、運動を起こされたことについて、私は心から敬意を表します。ただ制度の中身を見ると、岡村代表幹事からもお話をありましたように、まだ不十分なところがある気がいたします。たとえば

裁判に被害者、あるいはご遺族が参加されて被告人にはいろいろ聞けるけれども、証人尋問の際は事件そのものについて触れてはいけないような制約がある。あくまで裁判所の許可が必要である。この点については、もっと被害者寄りになるように、私どもも皆様と力を合わせてがんばっていかなければなりません。

いつまでも死刑が執行されないのは、やはりおかしい

私は政治的な器用さを持った人間ではありません。カメレオンのように、いろいろな色彩をお持ちになる政治家が多いなかで、私は単純すぎて政治家向きではないのかもしれない。何十年と議員をやってきて、少しでも正しいことをやりたいと思っておりましたときに法務大臣を仰せつかった。死刑執行について触ることはタブーだと法務省の役人は言いました。でもそれは違うんじゃないかな。私はあえてタブーを破りました。皆さんの大切なご家族を殺して、三審制によって死刑が確定になった人が執行されない。そんな馬鹿なことはあるか。私はずっとそう思い続けてきたから、その通り言ったのです。死刑が自動的に進む道があつてもいいのではないかと。表現はちょっと乱暴だったのですが、やはりいつまでも執行されないのはおかしい。そうすると明らかに引き延ばし目当ての再審請求、恩赦の出願等がなされます。それは正義とは言えないのではないか。それでは正義は実現されない。法務大臣がサインするかしないかが話題になりますが、私はそう思ったから、もっと肃々とすすんでいく方法はないかと、当たり前のことを申し上げたつもりです。

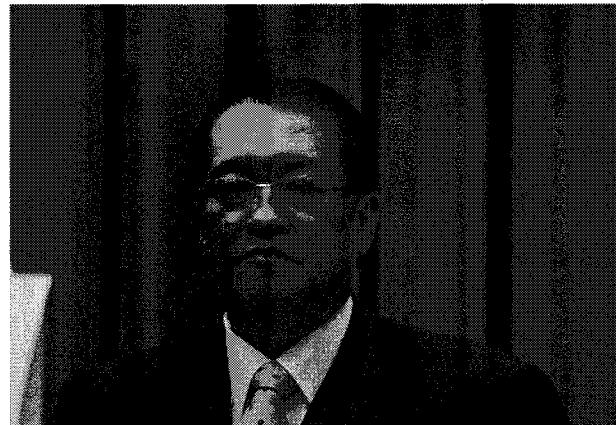


ありとあらゆる新聞社から攻撃されました。しかし、インターネットで調べれば、「鳩山法務大臣の死刑自動化発言」支持率は86%ぐらいだった。世の中はちゃんと見てくれている、世の中は死刑が執行されないで100名以上いつもいる状況は正義の実現ではないとちゃんと理解してくれている。私はそう思いました。

死刑を執行しても皆様のお気持ちが晴れるわけではないと思います。しかし、皆さんの大切な家族を殺した奴が、判決が確定しながら生きているということについてはやはり疑問の気持ちを持たれるでしょう。悪いことをした人は、正しく裁かれるべきです。それがなされていなかった。いや、今でもなされていない。私はそれに対する激しい憤りを抱いたから、いろいろ発言してマスコミに叩かれた。最後に朝日新聞社は私のことを死に神と言った。なぜ私が死に神なんですか。岡村先生、そして皆さんのが立ち上がりたくださって、何度も朝日新聞と議論をしていただいた。しかし、少なくとも朝日新聞から私に対してはひとことも申し訳なかったという話はありません。そんなマスコミは犯罪を助長している、とまでは言いませんが、死刑を執行した人数が多いからといって私を死に神呼ばわりすれば、それが半分冗談だったといって通用するようであれば、この国は正義を実現できなくなってしまう。私は本当にそう思います。

あなたは人の命を大事にしないのか、と私は人からよく言われます。人命軽視だと。あなたは人間の資格さえないと亀井さんという政治家から言われました。でもそれは違う。私は、命と言うものは、地球46億年の歴史の中で奇跡的に生まれたものだと考えています。そして人間は万物の靈長だと威張っていられる存在ではなく、自然の中で自然と共生してやっていくしかないということをわかっています。わかっていない人がほとんどですけれど、私はわかっているつもりです。そして、人間がこういう近代社会を作っている以上、命を大切にしなければならない。人の命を大切にする日本の歴史的文明的伝統の中で、私は考え、感じ、そのいちばん大切な人の命を邪悪な心で奪うような人間は、正しい裁きを受けるべきだと思っています。

私は人命軽視の人間ではありません。人命軽視の人間であれば、私は13人も死刑の執行はしなかったと思います。私は死刑廃止論者の方々ともずいぶん話をしましたことがあります。EUの方とも2回ほど議論しましたが、私が思うのは、死刑廃止論者というのはずいぶんドライな考え方なんだなということです。正義の実現を何と心得る、失われた人の命を何と心得る、被害者



の皆さん的心情を何と慮る。いかにもヨーロッパのドライな考え方から来るのではないかと思っております。

この国、この社会のかたちを変えなければいけない

私は被害者の方々に対して本当に何と表現したらいいか分かりません。岡村先生とお話をすると、普段私は多弁だと思うのですが、なかなか言葉が出てきません。皆さん的心情をいくら推し量ると言っても、自分ではそのような経験をしていないのです。そう思うと言葉が出なくなります。世の中で最もつらい経験というのは、愛するかけがえのないご家族の命を、犯罪によって奪われることではないでしょうか。それに対して、正しい裁きがこれからも行われることを私は期待しております。

日本は命を大切にする歴史と伝統を持っている。けれども、その日本が政治も行政もだらしなかったのか、そのことも深く反省をしなければなりませんが、社会が根底においておかしくなってきているのではないか。犯罪件数は減っても、凶悪犯罪が増えています。救いようのない悪い事件がいっそう増えている。国民の体感治安は益々悪化するという現象を生んでいるのではないでしょうか。教育の問題もあるかもしれません、私はこの国、この社会のかたちを変えなければいけないと思います。間違った者に厳しい裁きが下るような世の中にしなければいけない。そのためには我々も勉強をしなければならないことが山のようにあります。

これからも少しでも皆様のお役に立てるようにがんばりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。死に神呼ばわりされた私を助けて応援をしてくださいましたことを心から厚く御礼申し上げてご挨拶とかえさせていただきます

[基調講演] ついに始まる被害者参加と損害賠償命令

常磐大学理事長 諸澤英道

私が岡村先生と被害者参加について話をしたのは、「あすの会」が発足した翌年、2001年のことです。もちろん私のかねてからの持論でもありましたが、このときは岡村先生から「こういうことをやりたいと思っている」とお話をありました。全面的に賛成ですし、何とかできないものかと話し合ったのですが、7年前の我が国は、学会でも四面楚歌、多勢に無勢で、この種の議論をすることすら不可能な状況でした。それからわずか数年でこういう制度が実現したことには大変感慨深いものがあります。

それを可能にしたのが、岡村先生の情熱、執念に近い信念であり、「あすの会」の皆さんの熱意、それを好意的に報道してくださったマスメディアの方々、そして世論の力です。

「制度を変えなければいけない」「あすの会」が産声を上げた日の決意

ところで私がはじめて岡村先生にお会いしたのは1999年5月8日でした。先生が奥様を亡くされたのが97年10月10日ですから、事件からまだ1年半ほどしか経っていない頃です。この日、東京弁護士三会主催で「憲法記念シンポジウム～犯罪被害者の人権」というテーマのシンポジウムが弁護士会館で開かれ、私はパネリストを頼まれ参加したのですが、休憩のわずかな時間に紹介をされ、そのとき岡村先生とはただ名刺交換をし、二、三のお話をしただけでした。

その後、私は岡村先生に当時書き上げた本を1冊お送りし、7月25日に突然、先生から電話をいただきました。開口一番、岡村先生は「本に書かれているように本当に思っておられるのですか」と尋ねられたのです。突然のことで真意を図りかねて言葉を失いました。後に先生にお聞きしたところ、「当時、被害者についてそのように理解している学者に会ったことがなかった。だから、半信半疑で確認をしたかった」ということでした。それから先生、そして「あすの会」の皆さんとのお付き合いが始まるわけです。

「あすの会」での交流を通じて、私自身も、いろいろと学ばせていただきました。いつも申し上げていることですが、私は被害者学を専門に学びながら、自信

を持って被害者とはこうであると言えない負い目を感じていました。それは私自身が被害者ではないからです。そうした中で、会の皆さんとお付き合いをさせていただきながら、私は学者として、また人間として成長させていただきました。そういう意味で、「あすの会」の皆さんには改めて感謝を申し上げます。

「あすの会」が産声を上げた2000年1月23日、私はその日のことを忘れることができません。飯田橋にあるボランティア会館を借りて、「犯罪被害者は訴える～権利の確立と被害回復を求めて」というテーマで10時から始まりました。予想を遥かに上回る人が集まり、用意した会場はいささか狭く、酸欠状態で体調を崩された方がいるほど熱気に包まれたものになったのです。これほど多くの被害者が声を上げられずにいたのかということを私も実感し、制度を変えなければいけないと強い決意を持ちました。

「あすの会」の活動を支え続けた 被害者弁護団という応援団

その後、「あすの会」は、被害者参加制度を実現すべく2002年9月にドイツとフランスに第一次調査団を、2004年10月には賠償命令に関する被害者訴訟制度についてイギリスとドイツに第二次調査団を派遣しました。第一次ヨーロッパ調査団の成果に基づいて、2003年2月から全国で行った街頭署名運動では約56万人の署名を集めたと聞いております。

このように自信と信念を持って活動に取り組んでこられた会の皆さんの背後には、その活動を理論的に支えてくださっている多くの弁護士の方々、被害者弁護団がいます。ヨーロッパ調査の際も周到に準備をして調査に出向き、海外の専門家と議論をしてきました。日本で新たな政策を提案すれば、当然、想定される反論というものがありますから、それについても書き上げて、ドイツやフランスなど訪問先で同じ質問を繰り返しました。岡村先生はどこに行っても同じ質問をされる。日本の弁護士会に相当するようなところでも「被害者が参加するのは当たり前じゃないか」という答えが返ってきます。「もういいじゃないか。どこでも返ってくる答えは同じだ」と、いささか軽率に考えたこと

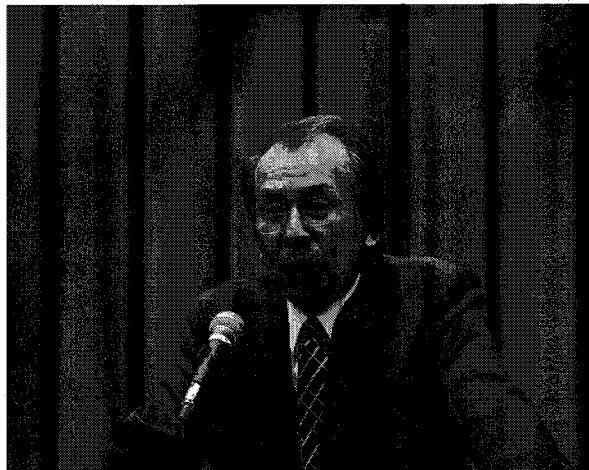
もありました。すべての訪問先で同じ質問をし、同じ答を得て、はじめてその意味が私にも分かりました。これで調査団全員は、確信を持って帰国することができ、それから国内でこの考え方をどうやって訴えていこうかという取り組みが始まったのです。

顧問弁護団という応援団が作られて、非常に精力的に活動してくださったことで、「あすの会」が我が国の被害者の地位向上に多大な功績を残すことができました。そこでぜひ弁護士の白井先生をご紹介したいと思います。私がはじめて白井先生にお会いしたのは1995年9月29日、第41回関東弁護士連合会のシンポジウムが浜松で開かれたときのことです。地下鉄サリン事件があった後で、世論は死刑廃止などというのは口にするのも恐ろしいというような時期でしたが、弁護士会は「死刑を考える」というテーマをその前年から計画してしまった。白井さんからある日突然電話があり、そのシンポジウムで、被害者の視点から死刑をどう考えたらいいかというご質問をされました。結局、私も壇上に上ることになり、そこで私は、多くの弁護士の方々が、メディアを通じて伝わってくるイメージとは違い、きわめて良識的な考えを持っておられるところにはじめて気がつきました。

現在までの13年間、そういう方たちがいたからこそ、昨年から今年にかけての「被害者の復興期」、被害者が本来の権利を手にする時期に日本も入ることができた。またそれを、いろいろなかたちで支援をしてくださった方々がいらっしゃいます。そういう方々が心と心でつながって、このような動きができたのだということを実感しております。そして、その大きなうねりを起こした「あすの会」は、後世、歴史に必ず名を残すことでしょう。

「被害者参加制度の主役は被害者である」 その強い意識が運用の現場を変えていく

被害者の復興期というのは、イギリスのマージャリー・フライという人が1957年7月に、ある雑誌に載せた“Justice for victim（被害者のための正義）”という論文ではじめて使った言葉です。それから現在に至るまでの半世紀、被害者問題は常に正義の問題でした。鳩山大臣のお話にもありましたが、この今までいいのか、これを正さなければ正義に反するということです。フライは翌々年、補償制度の必要性を訴え、欧米の国々に大きな影響を与えます。63年、ニュージーランドが補償制度を作り、各国が次々に制度を作っていました。日本では残念ながら、それから17年かかって



1980年4月に、ようやく犯罪被害者等給付金支給法が成立しました。この犯給法成立に貢献を果たした横浜・鶴見の市瀬朝一さんは、1966年5月21日に一人息子の清さんを通り魔に殺されました。その後、67年6月4日に殺人犯罪の撲滅を推進する遺族会を120名の会員とともに結成し、その後、さまざまな取り組みをされ、朝一さんは志半ばで、犯給法が成立することを知らずに77年に亡くなられました。その後、80年代は被害者の権利確立に向けての動きはしほんでしまいます。90年代に入り、一部の専門家がこの問題に取り組み始め、いろいろな支援団体ができましたが、動きは必ずしも十分とは言えませんでした。そうした状況の中で「あすの会」が作られ、今、大きな改革の先頭に立っています。

いよいよ明日から被害者参加制度がスタートします。この制度を考える際、やはり被害者が主役なのだとということを必ず意識していただきたいと思います。被害者のための制度を作っているのですから、被害者が中心にいて、そのやり方は被害者にとってどうなのかということが、制度の善し悪しを決める物差しでなければなりません。このことは私も学者として信念を持っています。それによって、まだ不十分なこの制度が、理想的な姿に生まれ変わっていくことにつながると思います。

古い土俵に引きずり戻そうという人はたくさんいます。でも土俵は、考え方の枠組みは変わったのです。新しい枠組みをこれから作っていくのだという気概が求められます。法律の解釈論もさることながら、これから先、それをどう変えていくのかが重要です。法律は運用上、幅があります。運用の現場を変えていく。新しい制度に則って動くときに、私たちが力になり、適切な助言をしていくことで、現場は変わっていくのだということを示すことがとても大切だと思います。

[パネルディスカッション] 被害者参加・損害賠償命令を明日にひかえて

パネリスト（敬称略）

[コーディネーター]

白井孝一 全国犯罪被害者の会（あすの会）副代表幹事
弁護士

[パネリスト]

辻 裕教 法務省刑事局刑事法制管理官

高際みゆき 日本司法支援センター本部
第一事業部犯罪被害者支援課長

[オブザーバー]

大西直樹 最高裁判所事務総局刑事局参事官

高橋正人 全国犯罪被害者の会（あすの会）幹事
弁護士

番 敦子 日本弁護士連合会
犯罪被害者支援委員会副委員長

岡村 勲 全国犯罪被害者の会（あすの会）代表幹事

■被害者参加制度への思い

高橋正人（「あすの会」幹事・弁護士）：いよいよ明日から被害者参加制度が施行されることになりました。そこでまず、パネリストの皆さんに、この被害者参加制度ができたことに対する感想をお聞ききしたいと思います。

岡村勲（「あすの会」代表幹事）：本当に感無量と言いますが、さまざまな思いでここに座っています。ただ、私たちが考えていたような参加制度ではなくてまだまだ弱い。これを次への発展に向けて運動を起こす一里塚であると位置づけております。

高際みゆき（日本司法支援センター本部第一事業部犯罪被害者支援課長）：画期的な制度だと思いますが、被害者の方がこの制度をきちんと使えない意味がありません。私ども法テラスでは、全国でこの制度を必要としている方が適切にご利用いただけるようサポートしていくたいと思っております。

番敦子（日本弁護士連合会犯罪被害者支援委員会副委員長）：ひとことで言えば私も感無量です。この制度はとにかく「あすの会」をはじめとする被害者の皆様が作ったものです。国選の被害者参加弁護士制度ができますので、私たちもできるだけバックアップしたいと思っています。

辻裕教（法務省刑事局刑事法制管理官）：法務省では、平成11年頃から犯罪被害者の方々の権利利益の保護支援のためさまざまな施策に取り組んで参りました。その中でも明日施行される被害者参加制度は最大の柱のひとつだと考えています。被害者の方々のご心情を尊重するという趣旨で今般の法改正、法整備ができたわけで、非常に大きな意

義を有すると受け止めております。また、適正な科刑の実現や被害者のご意見を受け止めた上で裁判がなされることが明確となり、刑事司法に対する国民の皆様の信頼をより一層いただく上でも重要です。

大西直樹（最高裁判所事務総局刑事局参事官）：被害者参加制度と損害賠償命令制度は、いずれも日本の刑事裁判における大きな改革であると認識しております。裁判所では、関係する諸機関と運用に関する協議を重ね、また裁判所内においても運用のあり方について検討して参りました。また全国で模擬裁判を実施して、実証的な検討を進めております。本日はオブザーバーという立場から皆様のご意見をうかがいつつ、今後の適切かつ円滑な運用の参考にさせていただきたいと考えております。

■被害者と検察官の関係をどう考えるか

高橋：ありがとうございました。それではディスカッションを進めて参ります。まず、今回の制度において、被害者と検察官との関係をどのように考えたらよいか、法務省の辻さんにお伺いしたいのですが。



辻：まず検察官と被害者の方々との間で密接にコミュニケーションをとっていくことが基本になると考えております。参加する被害者の方に裁判でどういうことがしてほしいのか、検察官がご要望を充分にお聞きして、それを踏まえつつ、公益の代表者としての立場から適正な訴訟活動を行つていかなければなりません。被害者の方々も、検察官の訴訟活動について、なぜそういうことをやるのかその内容や意味を充分にご理解いただき、その上で何をなさりたいか考えていただくのがよいのではと思っております。

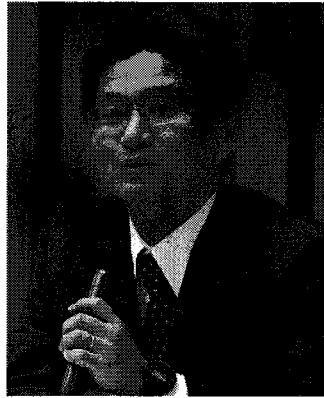
高橋：被害者側に立たれる番先生は、具体的にどういう場面設定で、どのようなコミュニケーションをとると想定されますか。

番：参加の申し出をして許可された場合には、すみやかに検察官に被害者の意向を伝えるということが大事だと思います。ただし被害者ご本人だけで行うのは大変ですし、検察官は被害者の代理人という役割だけではないので、できるだけ弁護士を利用していただきたいと思います。これによりさらに充分なコミュニケーションが可能になると思います。今後、運用面でいろいろな問題が出てくるかもしれないので、代理人として被害者側の弁護士を選ぶことが重要になるのではないでしょうか。国選の制度もありますので、ぜひご活用ください。

高橋：次に岡村先生にうかがいます。先生ご自身、以前は刑事被告人の弁護人として検察官と随分やり合ってこられ、今度被害者になられて実際の事件を体験されて検察官と打ち合わせの機会もあったかと思います。そうしたことでも踏まえて、お話ししていただけますでしょうか。

岡村：私の場合、検察官には大変一生懸命やっていただき、大変、感謝しております。にもかかわらずやはり参加して自分で加害者に対して言いたかった。今度の参加制度では、参加人は検察官のそばにくつついでやらなければならなりません。検察官にとって犯罪事実の立証は大変重要ですが、刑事裁判は被害者のためにあるのだと基本計画にも書いてあります。裁判によって被害者が癒され、気持ちが安らぐこともあるという点を考慮していただきたいと思います。

高橋：ありがとうございます。今回の制度では、参加人が突然質問できるわけではありません。事前に検察官と打ち合わせをして質問したいと申し出て、検察官が裁判長に取り次ぎをする。そして裁判長の許可を得て被害者



辻 裕教 氏

は直接質問ができるわけです。被害者は、検察官が質問しない場合にはじめて質問できるシステムになっています。では、検察官が質問するのはどういう場合でしょうか。

辻：一言でいって決まりはありません。裁判の事案、事件の中身、被害者の方が希望される質問の内容によって、その都度打ち合わせをしていただくのが基本になるのではないかでしょうか。ただ、検察官としては犯罪事実、重要な情状事実も含めて、まず立証責任をきちんと果たさなければならないので、検察官として聞く予定であった内容は検察官のほうで聞かせていただくことがあるかもしれません。また、検察官から聞いた方がうまくいく場合もあるかもしれません。そのようなことも含め、打ち合わせをさせていただくことになるかと思います。

岡村：私もケースバイケースだと思います。やはり捜査や証拠集めは国がしなければならない。従って立証の重要な部分は検察官にやっていただくことになるわけですが、それでもれている部分があります。被害者、被害者遺族でなければ反対尋問ができないような部分は質問させていただきたい。嘘を言う被告人を追及もしたいわけです。また身内として被害者の名誉、尊厳を守るために聞きたい場合も、やはり被害者にやらせていただきたいと基本的には思っています。

弁護士と被害者の望ましい関係とは

高橋：ありがとうございます。では次のテーマに行きたいと思います。直接、被害者が思いを述べたり質問をすると申しましても、裁判中は法律の専門家、弁護士が必要になってきます。その点を踏まえ、弁護士と被害者との望ましい関係について議論を進めたいと思います。まず国選被害者参加弁護士制度の窓口になっている法テラスの高際さんにお聞きしたいのですが、被害者としては弁護士に対して望むことが多いと思います。それに対する準備状況はどうなっているのでしょうか。

番 敦子 氏



高際：法テラスにおいて被害者の方からご意見を伺って、国選被害者参加弁護士の候補を指名するということが法律にはっきりと書いてあります。以前から相談をしている弁護士の方がいて、指名していただければ、法テラスではその先生に速やかに確認の上、裁判所に通知することになっております。また特定の弁護士がない、ご存じない方の場合は、法テラスでご希望を聞いた上で弁護士を探すことになります。裁判の期日や場所など、状況に応じてさまざまなご助言をすることになると思います。

■被害者のサポート役を果たす弁護士

高橋：さらに被害者と弁護士の立場について、具体的に踏み込んで行きたいと思います。裁判劇では、被害者の質問に対して被告側の弁護士が異議を唱え、裁判官が質問を変えるよう促しました。素人である被害者がそう言われてもわからないので、被害者側の弁護士に助けを求めます。そこで代わって質問をしたわけですが、被害者に対する弁護士のサポートとしては他には具体的にどんなことが考えられるでしょうか。

番：刑事弁護人は被害者本人が尋問する場合はどんどん異議を出していく。一般の方が異議を言われて立ち往生するのは当然です。岡村先生のおっしゃった通り被害者の方の尊厳に関して、どうしても言わなければいけない、聞かなければいけないことはどうぞやっていただきたい。ただ、尋問を全体として見た場合にそれは非常に危険でもありますから、勉強して尋問技術を学んでいる弁護士のサポートを受けることが望ましいと思います。被害者の方の意向が的確に刑事裁判に反映し、言いたいことも答え、聞きたいことが聞けるように弁護士を利用していただきたい。

高橋：大変力強いサポートありがとうございます。ところでこの制度は、被害に遭っていない法律家だけでどうして裁判が勝手に進んで行くのか、被害に遭った最大の当事者である被害者をなぜ蚊帳の外に置くのかとういうところから出てきたものだと思います。被害者側の弁護士であっても、所詮は被害を受けていない法律家です。このような場合、被害者としては弁護士にどのようなサポートを望まれるのでしょうか。

岡村：やはり被害者は手続きの流れがわかりません。事前の打ち合わせで、被告人質問について「今日はこういうことだけれどもあなたがやりますか？」と聞いてもらいたい。「その程度ならやります。やらせてください」と言えば被害者がやる。「ちょっと難しいから先生やってください」といえば弁護士がやる。あるいは弁護士のほうから難しい質問についてはよく話し合って、「私がその点は聞きましょう」「ではお願いします」となっていくのかなと思っております。



大西直樹 氏

■求められる公判前整理手続を踏まえた対応

高橋：ありがとうございます。私も「あすの会」に入つて被害者ご自身の生の声を聞くとやはり違うと感じます。心を打つ言葉というのは当事者からしか聞けないのでないかなと思います。

次に公判前整理手続について。これは公判、いわゆる裁判が行われる前に複雑な事件については検察官と裁判官と刑事弁護人の間で、事前に証拠や主張を整理しようということです。今回、被害者参加制度では被害者や被害者から委託を受けた弁護士は公判前整理手続には参加できません。このことによる不都合や問題点について話し合っていきたいと思います。

番：まず公判前整理手続に付される事件、裁判員裁判はすべてそうなりますが、その段階で争点も整理され、進行も決められてしまう。被害者の知らないうちにすべて決まってしまうことがないように、公判前整理手続の前に被害者参加が許可されることが望ましい。そしてできるだけ早く検察官と打ち合わせをし、公判前整理手続が終わるごとに状況を聞き、記録も見せてもらい、被害者の意向も伝えることが重要です。

高橋：実は被害者参加制度の対象事件と裁判員制度の対象事件は、ほぼ一致しています。裁判員はそれほど長く拘束できないため、被害者が第1回の期日に質問したいと思ってもその時に記録を見ていなければ質問すらできません。そこで第1回期日までになんとしても記録を見たいというのが被害者の強い要望となります。法務省はこの点についてどうお考えでしょうか。

辻：被害者の方が裁判に参加される場合、ご希望も踏まえて整理をし、進行内容を決めていかなければなりません。ご指摘のとおり検察官の役割は非常に重要で、まず参加のご意向の有無を、少なくとも公判前整理手続きが始まる前に教えていただくほうがいいだろうと思っております。参加の意思を固められた場合、ご希望やご意向があれば検察官にお伝えいただきたい。また、第1回公

判が実始まる前に、検察官が裁判の場に出す証拠については被害者参加の対象事件の被害者の方々については原則としてご覧いただくことにしております。公判前整理手続の経過も検察官から逐次お伝えしていき、その中で新たなご意見、ご要望があれば伺った上で次の公判前整理手続に検察官として臨んで行きたいと考えております。

高橋：ありがとうございます。岡村先生にお尋ねしたいのですが、被害者側の公判前整理手続に対する要望を教えていただけないでしょうか。

岡村：まず起訴されるとすぐ被害者としては検事に会いたい。その時、検察官から一般の人は参加できますよということを説明していただきたい。それから被害者に対して現在の状況や、今後の進行、公判前整理手続の内容をきちんと説明していただきたいですね。

高橋：実は法テラスで国選被害者弁護士を選定してくださると被害者が申し出るためには、その前提として被害者が裁判所から被害者参加の許可を得ておかなければなりません。その意味でも被害者参加の申し立てと許可はできるだけ早くとっておく必要があります。許可を与えるのは裁判所です。大西さん、許可は原則として出るものととらえていいのでしょうか。

大西：一般論で申し上げさせていただきますが、被害者参加の許否については暴力団関係の事件や暴力団内部の抗争といった例外的な場合を除いて認める方向で柔軟に判断していくことになると思います。

新制度を実りあるものにするために

高橋：ありがとうございます。最後に、この新しい制度を成功させ長続きさせるためには何が一番大切かお話しいただければと思います。

大西：裁判所はこの制度を運用していく立場にございます。もちろん、この制度は裁判所だけではなく、検察官、被害者側の弁護士といった方々の役割は非常に重要だと思っておりますので、連携をとりつつ適切かつ円滑に運用していきたいと思っております。

辻：制度の趣旨を充分に踏まえて、適正、円滑に運用されることが一番重要だと思っております。被害者の方々のご要望を充分踏まえた捜査公判活動、被害者の方々が参加される際のサポートが検察官に求められる役割であり、そのためにも被害者の方々と密接なコミュニケーションを保ってやっていかなければなりません。国民の皆様への周知も更に努めて参ります。

番：この制度で、自分が何ができるのかを被害者の方がわかっていていただければいいですね。せっかく国選の制度ができましたから、これによって被害者も弁護士をつけて自分たちの主張をきちっと言えるのだということが広まるよう、支援をしている弁護士として望んでおります。

そして被害者の方と私たち弁護士が意思疎通をしてスムーズにこの制度が始まり、被害者の方がこの制度があつてよかったと言ってくださるようなケースがたくさん出て、さらにこの制度が進展していけばうれしいなと心から思います。

高際：ご負担なく実際に使いいただけるということが何より長続きさせることにつながると私も思います。法テラスとしては、被害者参加の関係業務が始まることでこれまで以上に被害者の方と直接お話しする機会が増えてまいります。その際、法テラス職員として、二次被害を与えないようにご意向をきっちりうかがい、適切なアドバイスや対応ができるよう身を引き締めて行いたいと考えております。

高橋：今、国の費用で選定してもらうための被害者側の資力の要件はどのくらいですか。

高際：資力の要件、これは現金、預金などの流動資産が150万未満の場合です。それを越える場合でも、選定請求された日から3ヶ月間にかかるであろう費用、通院費や療養費、リハビリ費などを引いた金額が150万円未満の方は国選弁護士を選定請求できます。

高橋：すると土地、建物、マンション、株式、国債は入らないということですね。ありがとうございます。それでは岡村先生、最後にお願いします。

岡村：被害者が参加したらどんどん異議を言ってやろうとか、法廷で被害者と一緒に空気を吸うのも嫌だという話も聞きますが、もう少し被害者を好きになって貰いたいんですよ。私もそうですが、誰も被害者になりたくなった訳ではありません。もっと被害者を好きになって自分が被害者になった時に困らないような制度を作りましょうということを弁護士会として考えていただきたいと思います。

高橋：貴重なお言葉ありがとうございます。皆さん、ご清聴ありがとうございました。(拍手)

岡村 勲 代表幹事、高際みゆき氏



裁判劇「偽装 あなたの名誉を守りたい」

被害者参加制度の導入により、裁判はどう変わるのが、被害者はどのようななかたちで裁判に関わることになるのか。基調講演に先立ち、顧問弁護士有志の皆さんによる裁判劇が上演されました。

[ストーリー]

食品会社に勤める望月トオルは、会社の上司、中村から暴行を受け、意識不明の重体になった。

「業務命令に従わないで、ついカッとなってしまった」

と、中村は弁明した。そんな中村の弁明を鵜呑みにしたマスコミは、「逆ギレ社員に専務がお仕置き」「モンスター社員」など、望月のことを面白おかしく書き立てた。だが真相は、数年前から会社ぐるみで繰り返されてきた食品偽装を、止めるよう建言した望月に腹を立てた中村の突然の犯行だったのである。

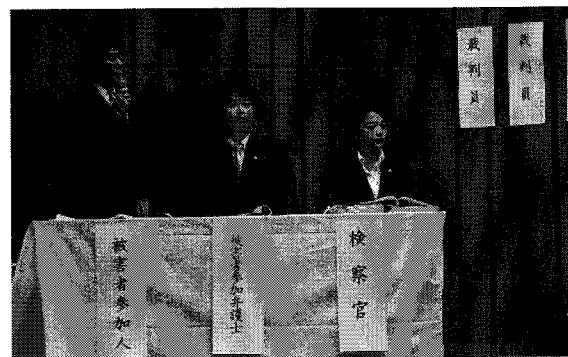
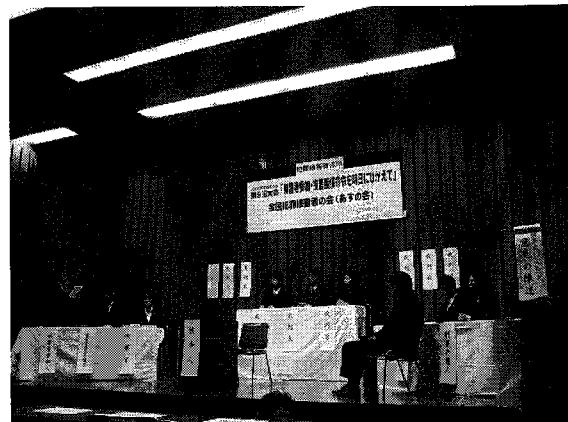
バッシング報道を浴びながら、望月は数日間生死の境をさまよい、帰らぬ人となってしまう。

不正と戦う夫を支え続けてきた望月の妻は、「夫はモンスター社員なんかじゃない。あなたの名誉は私が絶対に守る」と決意する。

妻は裁判に参加することによって夫の名誉を晴らそうと、支援員とともに、弁護士事務所を訪れるのであった。

キャスト・スタッフ

| | | | |
|--------------|-------|----------------|----------------|
| 裁判長 | 後藤 啓二 | 被害者参加弁護士1 | 香取めぐみ |
| 右陪席裁判官 | 笠野 司 | 被害者参加弁護士2 | 池田 剛志 |
| 左陪席裁判官 | 稻生 奈実 | 松畠証人 | 松畠 靖朗 |
| 検察官1 | 大澤 寿道 | 被害者支援員 | 松村 恒夫 |
| 検察官2 | 小林 陽子 | | |
| 中村専務(被告人) | 中村 竜一 | 脚本・演出 ナレーター | 白井 孝一 久保田直子 |
| 望月の妻(被害者参加人) | 望月 晶子 | | |
| 弁護人1 | 山崎 男人 | | |
| 弁護人2 | 甲斐 朝美 | | |



裁判劇こぼれ話

先日のシンポジウムで「あすの会」弁護団によって、被害者参加制度をテーマにした裁判劇が行われました。被害者参加制度はまだ馴染みの薄い制度ですから、理解していただくためには、法律用語を話し言葉に直し、台詞ができる限りシンプルにする必要があります。

「どんな人でも犯罪被害者になる可能性があるので、どんな人でも被害者参加制度を利用できるように、わかりやすい劇にしたい」

キャストになった弁護士たちは、この一心で何

弁護士 川本瑞紀

度も台詞を書き直しました。最終的に脚本が完成したのはシンポジウム前日の夜9時。キャストたちは、本番直前まで台詞を覚えていました。しかし準備不足を感じさせない集中力で、本番を演じきました。

お客様から、「これから裁判は変わんですね！すごい！」「ご遺族が健気で感動しました」など、たくさん誉めていただきました。被害者参加制度を身近に感じていただけたことが、なによりのトロフィーです。

ご挨拶

「夫の名誉が守られた」と裁判劇の中にありました。この名誉という言葉が認められたのが、平成16年12月1日に成立した犯罪被害者等基本法でした。平成15年に衆議院議員になったとき、すでに「犯罪被害者の権利、名誉が国政の場で十分尊重されていない」という訴えを「あすの会」の岡村先生をはじめ多くの皆さんに展開されていました。そして上川陽子先生が座長に、私が主査になって、皆様とともに犯罪被害者の方々のための名誉や権利、利益を実現するための新しい制度作りに向けて活動を行い、平成16年に結実をしたわけです。その後、犯罪被害者等基本計画を作り上げ、3年余をかけてさまざまな制度が作られました。ついに明日から犯罪被害者参加制度、損害賠償命令制度が発足いたします。「あすの会」の皆様の長年に渡るご努力が、犯罪被害者の権利に対する国民の意識を変え、これにより日本は大きく変わると私は思っております。法務大臣政務官として、大事な制度のスター

早川忠孝 衆議院議員（法務大臣政務官）

トの瞬間に立ち会うことができました。

まだ足りないことはたくさんあると思いますが、ただいまの模擬裁判で、この制度が私たち国民にとってどれほど大きなものをもたらすかがわかりました。こうして犯罪被害者週間にあたって、大事な第9回の大会が開催されますことを心からお慶び申し上げますとともに、今後ますますのご支援をさせていただくことを申し上げてご挨拶とさせていただきます。



第9回大会 決議

シンポジウムに引き続き行われた総会において以下の内容が決議されました。本決議は平成20年12月4日、「要望書（決議に基づく要望）」として、その実現に協力いただくべく、森英介法務大臣に提出されました。今後、「あすの会」では、この決議の内容を実現するべく引き続き活動して参ります。

決議とその理由

1. 被害者参加制度が被害者の視点に立って適切に運用されることを求める

今までの刑事裁判は、被害を受けたことのない検察官、裁判官、刑事弁護人、被告人だけで行われ、事件の最大の当事者である被害者を蚊帳の外におき、被害者をいわば「証拠品」扱いにして行われてきた。しかし、平成16年、犯罪被害者等基本法が制定されて被害者が権利主体として誕生し、翌17年には犯罪被害者等基本計画が閣議決定されて刑事司法は被害者のためにもあるとされた。これを受けて、被害者が直接裁判に参加するための、念願の被害者参加制度が明日から施行されることとなった。制度ができても、運用が不適切であれば、被害者は再び蚊帳の外に置かれることになりかねない。そこで、制度の施行を目前に控え、被害者の目線で、この制度が運用されるよう決議するものである。

2. 犯罪被害少年等基本法の制定を求める

我が国では、長らく少年法が少年事件の基本法とされてきた。しかし、少年法は、加害少年の健全な育成を目的するもので、被害少年の被害回復を目的するものではなく、被害少年が立ち直っていくための法律はないに等しいというのが現状である。平成16年、犯罪被害者等基本法が制定されたが、これも、被害少年の被害の回復を図っていくことを直接の目的とするものではない。そこで、被害少年の被害回復のための犯罪被害少年等基本法の制定を求めるものである。

3. 殺人事件など、重大犯罪について、公訴時効の廃止を求める

殺人事件など重大な事件の被害感情は、時の経過により薄くなることはなく、むしろ日に日に増していく。殺人犯等が時効により何の処罰も受けないで良いと考えるような社会的コンセンサスも存在しない。時効は、国家が、加害者の逃げ得を保障することになり、被害者にさらに苦しみを与え、二次被害を与えるものに他ならない。そこで、殺人事件などの重大な犯罪について、公訴時効の廃止を求めるものである。

メッセージ

「第9回 全国犯罪被害者の会（あすの会）大会」の開催を心からお慶び申し上げます。

「全国犯罪被害者の会」の皆様には、犯罪被害者支援に日頃からご尽力いただき、深く敬意を表するものです。

とりわけ、明日12月1日からは、会の皆様が長年取り組んでこられた努力が実を結び、犯罪被害者の方々が刑事裁判に参加することや損害賠償請求において刑事手続の成果を利用できることになります。また、少年法の改正により、少年審判を傍聴することができるようになるなど、被害者の方々の立ち直りにつながる新しい制度も間もなく始まることとなりました。

犯罪被害に遭われた方々が再び平穏な生活を営むことができるよう、途切れることなく支援を行っていくためには、今後とも地域社会が一体となった支援に取り組んでいかなければなりません。東京都でも、本年1月に策定した「東京都犯罪被害者等支援推進計画」に基づき、関係機関・団体の皆様とも協力しながら、全力を挙げて実効性のある施策の推進に取り組んでまいります。

この大会を契機に、皆様が被害者支援活動を一層積極的に取り組んでいただくことを祈念しています。

東京都知事 石原 慎太郎

このほか保岡興治衆議院議員、細川律夫衆議院議員、中山泰秀衆議院議員、左藤章前衆議院議員、秋田県大潟村活力ある農村社会作りの会有志の皆様から祝電をいただきました。ありがとうございます。

参加者の声（シンポジウムアンケートより）

初めてこのような会に参加しました。被害者の名譽回復のため、また被害者が立ち直って生活をしていくためにも被害者参加の制度が大切であることがよく理解できました。また、模擬裁判劇はこの制度のイメージがよくわかり、出演者の熱演に思わず引き込まれ胸を熱くしました。

私は地方公務員です。この制度を活かしていく上で市町

現在、法曹を目指して勉強している学生です。今回のこの大会・シンポジウムに参加して非常に勉強になりました。今回の制度改正は、かなり画期的なものだと思います。父親が弁護士で刑事弁護人を長くやっているので事前に聞いて参加しましたが、やはり刑事弁護人側の視点からすると被害者が法廷の場にいるというのは相当弁護がやりづらくなると

本日は貴重なお話をありがとうございました。メールでの問い合わせにも丁寧にお答えいただき感謝しております。

犯罪被害を考える上で被害に遭っていない人間と「感度

二度目の参加となります。

明日から施行される「被害者参加・損害賠償命令制度」をひかえて非常に内容の濃いシンポジウムであったと思います。模擬裁判劇によって犯罪被害者が参加した法廷が具体的にイメージできました。

大学の授業の一環としてこのシンポジウムに参加させていただきました。はじめて被害者参加制度ができるることを知り、その内容についても詳しく知ることができました。世間では裁判員制度の方が広まっていますが、被害者参加制度

村の役割が大切だと思います。誰が犯罪被害にあって、どのように困っているのか実体がわかるのは市町村の職員だからです。この制度を理解して市民に手をさしのべられるよう、市町村の職員に対しての働きかけが必要であると思います。市町村はこの制度について積極的に学んでいかなければならぬと強く感じました。

（地方公務員）

言っていました。確かに現憲法下ではそのような視点になります。しかしパネルディスカッションの最後に岡村先生が「被害者を嫌わないでください」という言葉にハッとさせられました。これまでの考えを改めていくべきだと。

被害者参加弁護士というものに興味がわきました。

（大学生）

が違うのは当たり前」という言葉がとても印象に残りました。気持ちをわかったつもりも、わからないと諦めるのも良くない。わかりたいと思うのが大切なのだと思います。（大学生）

私は被疑者・被告人の人権はもちろん重要だけれども被害に遭い一番救われるべき被害者が軽視されすぎではないかと思ふ。大学時代から犯罪被害者を取り巻く問題について関心を持ってきました。将来は弁護士として犯罪被害者の方々をサポートできる存在になりたいと思います。

（司法修習生）

を広めることができます大事だと思います。周知されないとこの制度を利用することもできないからです。

今回参加したことでの被害者参加制度についての報道にも敏感になると思います。意義のある大会でした。（大学生）

大会によせて 松本 茂さんからのメッセージ

おかむらせんせい。

にほんのほうりつをかえて。ひがいしやをすくった。

れきしにのこるしごとです。ひがいしやは。いままでは。なきねいりにおわっていた。むごくて。かなしいおもいをしてきた。かぞくのかなしみがすこしでもやわらぐことでしょう。

おくさんが。さされてなくなつて。かなしみをのりこえて。にほんにのこるこんないいしごとができるのは。おくさんのゆいごんのようにおもえてなりません。すばらしいしごとができるのは。おくさんのおかげだとおもいます。

なみだがでるはなしですが。にほんをかえるおおしごとをしてくれました。おかむらせんせい。。ばんざい。ばんざい。ぱいざいです。

へいせい 20. 11. 30.

まつもと。しげる

これは、秋田県大潟村在住で日本ALS(筋萎縮性側索硬化症)協会の名誉会長松本茂さんから大会に寄せられたメッセージ(原文のまま)です。筋萎縮性側索硬化症は、意識がはっきりしているにもかかわらず、身体が全く動かせなくなるという難病です。現在は病状が進み、瞼でワープロを操作されます。松本さんは高知県宿毛市の橋立小学校で岡村代表幹事の3学年後輩でした。後に秋田県大潟村に入植し農民運動をされた時に、岡村代表幹事が弁護士として関わり、「あすの会」ができてからはいろいろとご協力くださっています。松本さんありがとうございました。

被害者参加制度の適切な運用を期待してーある裁判官の発言よりー

弁護士 高橋 正人

昨年の12月1日から被害者参加制度が始まった。今年の5月からは裁判員制度も始まる。これを受け、各地の裁判所では、弁護士会や検察庁と協力し、二つの制度を組み合わせた模擬裁判がさかんに行われている。

ある地裁での模擬裁判のことである。

「今、被害者側の弁護士から、文句がつけられましたが……」

裁判長が、裁判員らに評議でこう説明したのである。

被害者参加制度では、被害者自身や被害者のための弁護士が、事件の内容や被害を受けたときの心情などについて意見を述べることができる。もちろん、被告人やその弁護人にも意見を述べる機会が与えられている。ただ、手続上、被害者側が、被告人側よりも、先に意見を述べる決まりになっている。そこで、被害者側は、被告人側が述べるであろう反論の内容をあらかじめ予期して、「被告人はこうこう反論するだろうが、私たちはこう考える」と先取りして意見を述べることがある。そうでないと、被害者

側には再反論する機会がないためだ。

裁判長の発言は、被害者が先取りして意見を述べたことを、「文句をつけた」ととらえ、裁判員にそう説明したのだ。わざわざ裁判員に説明したことを考えると、その考え方の根底には、被害者の意見は裁判にマイナスである、被害者の意見によって裁判員は間違った方向に導かれるおそれがあるという偏見があるように思えてならない。

本来、裁判員制度は、裁判に市民の健全な常識を反映させて国民の信頼する司法制度を作ろうということからできた制度である。いわば職業的裁判官の陥りやすい欠陥を、市民感覚で是正することにその目的がある。裁判員が間違った方向に導かれるという前提是、職業的裁判官なら信頼できるが、素人である裁判員なら信頼できないと言っているようなもので、裁判員制度そのものを否定することになりかねない。

それにそもそも、裁判では、被害を与えた者と被害を受けた者双方が対等に参加し、双方の意見を十分に聞いてこそ、公正な判断ができるはずだ。だか

らこそこの制度ができた。被告人の意見は裁判員に影響を与えるても良いが、被害者が与えることは悪いというのでは、理屈に合わない。

昨年の11月25日、竹崎博允最高裁長官が就任の会見で、被害者参加制度導入後の刑事裁判について、「裁判は一方向からしか光があたらないものであってはならない。法廷はさまざまな声を十分に受

けとめ、合理的で冷静に判断する場になる」（産経新聞平成20年12月1日付朝刊紙）と語った。被害者参加制度の意義を積極的に評価する裁判所トップの発言だ。しかし、この制度を実際に運用するのは現場の裁判官である。法律できちんと認められた制度である以上、これを正しく運用していくことを、現場の裁判官には期待したい。

速報

全国初の被害者参加制度を利用した裁判 傍聴記

弁護士 望月晶子

これ以上はない!? というくらい、お手本のように完璧で見事な被害者参加でした。

自動車運転過失致死で、被告人はすべて認めていた事案でしたが、これまでの刑事裁判を大きく変える、本当に見応えがあるものでした。被告人は全く反省しておらず、非常にふてぶてしい……それが被害者遺族が被告人質問していく過程で露呈していました。

これまでの裁判であれば、
「電話をかけて謝罪に行きたいと言ったが断られました。そのため連絡をしないで謝罪を行ったところ線香をあげるのを断られ、門前払いされてしまいました。でもこれからも謝罪をしていきたいと思っています」

という形式的な反省が表明されて、それで終わっていたと思います。下手をしたら判決でも「反省」が有利な情状にカウントされていたでしょう。でもそこを、被害者の兄がひとつひとつ聞いていきました（以下のやりとりは趣旨を反映させており、再現としては不正確です）。

兄「遺族の連絡先を知つてから謝罪に来るまで何日もあったのはなぜか」

被告人「仕事を休めなかつた」

※これをきっかけに、事件を起こしてもう運転はないと言っていたのに、相変わらずドライバーの仕事を続けていること、謝罪より仕事を優先したことが露呈。

兄「家に入るのを断つたときに、『2時間かけて来た』とか『警察に言われて来たのに』とか言いましたね」
被告人「事実2時間かかるし、警察に言われたから」

兄「犯行現場で、車を降りて手を合わせたり花をたむけたことはあるか」

被告人「現場を通るときに手を合わせることがある」

兄「いつ通るのか」

被告人「仕事で。赤信号で止まつたら手を合わせる」

兄「青信号だったらそのまま通過するということか」

被告人「……」

弁護人からの尋問の最初では、遺族らに向かって頭を下げていた被告人でしたが、遺族がひとつひとつ聞いていくにつれて、どんどんふてぶてしい態度になっていきました。

大切な人の命を奪つてろくに反省もしない。そんな被告人を目の当たりにして、遺族はどれほど悔しく無念だろうと思うと、傍聴していてたまりませんでした。しかし、無念を抱えた遺族が丁寧に質問を重ねたからこそ、被告人がこれほどしようもない人間、反省していない、という真実を裁判で露呈させることができたのだと思います。画期的な出来事なのに、被害者が参加していることになんの違和感もありませんでした。

遺族の姿が法廷の中にあること、被告人に質問すること、とても自然で、本来のあるべき？より完成型？な刑事裁判の姿を見た思いでした。

活動報告 2008年10月～2009年1月

2008年10月

- 28日 松村副代表幹事と鈴木会員が内閣府の犯罪被害者週間広報ビデオ撮影を行った。
- 30日 岡村代表幹事は日弁連被害者参加に関するシンポジウムにおいて、被害者参加制度ができた経緯や被害者参加弁護士に対する期待を述べた。

2008年11月

- 14日 宮園幹事が朝日新聞社新人記者教育の一環として被害者の立場からメディアに望むことについて講演した。
- 17日 渡辺幹事と鈴木会員が横浜地方検察庁の依頼により体験報告をした。
- 同日 林幹事が三重県立津高等学校にて人権教育の一環として講演した。
- 18日 伊藤裕会員が内閣府モデル事業として、滋賀県立農業大学校にて50名の前で命のメッセンジャーとして講演した。
- 20日 大会開催に向けて霞ヶ関司法記者クラブにおいて記者会見をした。
- 21日 岡村代表幹事が(社)被害者支援都民センターによる犯罪被害者支援シンポジウムに参加し挨拶をした。
- 22日 岡村代表幹事が「犯罪被害者週間」国民のつどい浜松大会にて基調講演をした。
- 同日 松村副代表幹事が神奈川県安全・安心まちづくり推進課の依頼で「いのちの大切さを学ぶ教室」における犯罪被害者等を理解促進する講座で講演した。
- 24日 宮園幹事が福井県安全環境部県民安全課の依頼で「犯罪被害者支援県民のつどい」において基調講演とパネラーを引き受けた。
- 同日 FIT チャリティ・ラン 2008に参加した。寄付先団体セッションと2キロウォークに岡村代表幹事、内村幹事、田村会計監査、事務局の3名が参加した。
- 25日 松村副代表幹事が内閣府から依頼を受け「犯罪被害者週間 国民のつどい北海道大会 in 旭川」にて基調講演をした。
- 27日 岡本会員が山形県警・やまがた被害者支援センターから依頼を受け「犯罪被害者県民研修会2008」において講師を務めた。
- 同日 伊藤裕会員が、八尾市人権啓発推進協議会の依頼により、久宝寺地区人権研修生80名に講演した。
- 28日 関西集会と林幹事が「犯罪被害者支援フォーラム in 鹿児島」において人形劇公演と講演をした。
- 29日 糸賀会員が「犯罪被害者週間」国民のつどい 福岡大会にてパネラーを務めた。
- 30日 第3回犯罪被害者週間 あすの会 第9回大会・

シンポジウム「被害者参加制度・損害賠償命令を明日にひかえて」を日比谷三井ビルにて開催した。鳩山邦夫総務大臣と早川忠孝政務官が出席され、約300人の参加者があった。

同日 藤本会員が摂津市自治連合会研修会で講演した。

2008年12月

- 1日 本村幹事が「犯罪被害者週間国民のつどい 中央大会」で基調講演をした。会場内では「あすの会」の歩みと活動をパネルで紹介した。
- 2日 岡村代表幹事、松村副代表幹事、宮園・内村幹事、田村会計監査が、第9回大会・シンポジウムにて祝辞を述べてくださった鳩山邦夫総務大臣、早川忠孝政務官を訪問しお礼を述べた(保岡、上川議員の部屋を訪問し大会決議を預けた)。
- 同日 岡村代表幹事が東京弁護士会被害者委員会の依頼により講演をした。会員6名(宮園、内村、渡辺、鈴木、近藤、須藤)が体験報告をした。
- 同日 松村副代表幹事が内閣府「犯罪被害者等に関する国民の意識調査」企画分析会議に出席した。
- 4日 岡村代表幹事、松村副代表幹事、宮園・高橋(正)幹事、田村会計監査、川本弁護士が森英介法務大臣を訪問し、大会決議とともに要望書を提出した。
- 同日 人権週間にちなみ犯罪被害者のおかれている現状を訴えるために、中野区役所において「あすの会」のあゆみと活動をパネルで紹介した。
- 5日 林幹事が大阪池田市より依頼を受け池田市職員研修で講演した。
- 13日 本村幹事が杉並区からの依頼を受け「犯罪被害者の現状と必要な支援」について講演した。
- 同日 林幹事が滋賀県大津市「人権・生涯」学習推進協議会連合会から依頼されて「みんなで考える人権講座」で講師を務めた。
- 15日 岡村代表幹事、高橋(正)幹事、大澤弁護士が第5回基本計画推進専門委員会等会議に出席し、犯罪被害者等施策の進捗状況に関する所感を述べた。
- 24日 松村副代表幹事が第1回犯罪被害類型別継続調査企画会議に出席した。

2009年1月

- 6日 設立から今日まで、あすの会の活動を支援してくださった顧問弁護団の先生方等42名のご出席の下、祝賀・慰労・新年会を銀座アスター・ベルシヌ日比谷にて開催した。有意義な会となった。
- 15日 宮園幹事が内閣府・熊本県主催の「犯罪被害者等支援トップセミナー」において犯罪被害者の立場から講演をした。

16日 松村副代表幹事・高橋（正）幹事が犯罪被害者団体等からの意見聴取会に参加し犯罪被害者基本計画に盛り込まれた施策の進捗状況について意見を述べた。

23日 第1・2号被害者参加の裁判が東京地裁で開かれ岡村代表幹事他顧問弁護士が傍聴した。

同日 松村副代表幹事が群馬県教育委員会から依頼を受

けて「犯罪被害者等の人権」について講演した。
24日 林幹事は大阪「新今宮」駅付近で、300万円の懸賞金をかけた犯人逮捕協力を依頼するビラ2,500枚を配った。この日で妻の殺害未遂事件の時効まで残り1年になり、会員・顧問弁護士など50人が協力した。
26日 岡本会員が平成20年度犯罪被害者等施策九州・沖縄ブロック研修会にて講師を務めた。

幹事会、関東・関西・九州集会、弁護団会議報告

幹事会報告

第82回(平成20年11月)～第83回(平成21年1月)

第82回 平成20年11月9日(日) 出席者20名(含委任状)

在京幹事により11月30日の第9回大会についてプログラム、大会決議が討議された。大会決議案として、1.被害者参加制度と損害賠償命令制度の適切な運用、2.犯罪被害少年保護法の成立、3.重大事件の時効廃止が提案され、了承された。顧問弁護団による被害者参加制度模擬裁判劇「本当のことを知りたい(仮題)」についてあらすじが紹介された。その他、犯罪被害者週間の各種行事について議論されたが、週間では各所の行事が幅広く、忙しすぎるので、月間で国民への理解を訴えたほうが良いのではないかとの意見も出された。

第83回 平成21年1月11日(日) 出席者20名(含委任状)

新年会を兼ね丸の内「煌蘭」にて会費制で行った。第9回大会で決議された平成21年の活動方針が再確認され、「時効」と「被害少年」に関する部会は、いよいよ本格的に活動を開始することになった。来年は「あすの会」が発会して10年になるので、全国犯罪被害者の会10周年記念大会とし、今年は犯罪被害者週間の期間でなく、平成22年1月23日(土)に日比谷三井ビルで開催させていただくことに決定した。また、幹事会は被害者参加制度等の懸案事項が施行されることになったので、経費を考え、隔月第2日曜日の開催にした。

関東集会報告 第78回(平成20年11月)～第80回(平成21年1月)

第78回 平成20年11月15日(土) 出席者28名(会員15名)

第9回大会・シンポジウムの最終報告・打ち合わせをしました。シンポジウムには裁判の実務を担当される方々を中心にパネリストをお願いしたことや、顧問弁護団では一般の人々にも理解できるよう何回も模擬裁判劇のシナリオを練り直ししてくださっていることや、ご出演の顧問弁護士の方々が時間をやりくりして練習をなさっている苦労話が話され、頭が下がる思いでした。

また、日本司法支援センター本部の高際みゆき支援課長が、法テラスの設立から今日までの活動を図表等を使い講演してくださいました。裁判参加する時や被害に遭った時など、安心して相談できる窓口があり、心強く感じました。

第79回 平成20年12月20日(土)出席者29名(会員21名)

今回は、交流の場を多く持とうという目的と忘年会をかねて場所を中野から有楽町のレストラン『綴』へ移し、趣をかえて実施しました。冒頭に岡村代表は、私たちの要望してきた被害者参加制度や改正少年法による被害者傍聴などが12月から施行されたが、今後これがうまく運用されるかをしっかりと見守っていく必要があり、大切だと話されました。会員からの近況報告もありました。また毎回参加くださる高橋弁護士からは、被害者の方々と接し話を聞くことは勉強になり、これからも時間が許す限り集会に参加してくださると心強いコメントもいただきました。

今回の集会では、岡村代表が南京玉簾を披露されました。参加者の歓声がわき起る中、玉簾は器用に東京タワー、暖簾、手旗、鳥居、鯛など形を変えていました。その流れるような妙技に、参加者一同大いに楽しませて頂き、和やかな雰囲気の集まりになりました。来る年も、次の課題に向けて邁進することを誓って、散会しました。

第80回 平成21年1月17日(土)出席者24名(会員16名)

今年初となる今回は、会員近況報告、幹事会報告、12月1日から施行された被害者参加の初の裁判が、1月23日東京地裁で開かれることが話されました。被害者参加制度がどのように活用されるか、見守りたいと思います。

その後、最高裁が企画した裁判員制度のDVD「審理」を上映し、皆、裁判員に選ばれたかのように、真剣に意見を述べ合いました。公判前整理手続きがされ、3日間かけての審理を、1時間ドラマにしあげてあるので、議論するには不透明さばかりが目立ちもどかしく感じました。実際に裁判員になったとき適切な判断ができるか自信はありません。そして被害者遺族が裁判に参加している設定でしたが、真実を追究する質問場面がなく、遺族の気持ちを感情的に述べているだけのよう感じ、残念でした。第9回あすの会シンポジウムの決議のひとつ「公訴時効廃止」を推し進めいくことを、参加者全員確認しました。頑張りましょう。

関東集会 次回以降のお知らせ

日時：3月21日（土）13:00～16:50 場所：中野勤労福祉会館 中野区中野2-13-14 TEL 03-3380-6946 会費：500円

関西集会報告 第90回（平成20年11月）～第91回（平成21年1月）

第90回 平成20年11月2日（日）参加者16名（会員9名）

幹事会報告と第9回あすの会大会・シンポジウムについての議事をクローズにて、橋本知事との面談についての議事をオープンで行いました。常磐大学の長井先生の飛び入り参加、また京都大、神戸大、立命館大、同志社大の学生参加もあり、多角的意見が出ました。橋本知事との面談については、西野府議の7月議会での質問によるものですが、皆の意見と希望を出し合いました。これらを、今後煮詰めていくということになりました。

第91回 平成21年1月4日（日）参加者16名（会員12名）

今回は、会として取組んできた新しい法律「被害者参加・

損害賠償命令制度」が、昨年12月より施行された事を記念し、新年会を兼ねて開催しました。第9回シンポジウムの報告が、林幹事と参加者からありました。模擬裁判劇や、パネルディスカッションの感想、三つの決議を確認しました。第1決議をうけ、参加制度のもとに開かれる裁判の公判（交通事故関係を除く）を支援傍聴し、適切に運用されているのか見ていくといいと意見が出されました。林幹事から、未解決である自身の事件から14年となるので、懸賞金を賭け情報提供を求めるビラ撒きをするとの報告があり、第3決議の訴えとともに、支援していくことを確認しました。伊藤会員の撮影したシンポジウムのDVDから、代表挨拶と鳩山大臣の祝辞を見た後、会場を変えて新年会を致しました。

関西集会 次回以降のお知らせ

日時：3月1日（日）13:00～17:00 場所：あすてっぷKOBE 神戸市中央区橋通3-4-3 TEL 078-361-6977 会費：1000円

九州集会報告 第36回（平成20年11月）～第37回（平成21年1月）

第36回 平成20年11月24日（日）参加者12名（会員7名）

12月1日から始まる被害者参加・損害賠償命令制度、国選被害者参加弁護士制度や少年審判における傍聴などにより被害者にもようやく権利が与えられるようになってきました。しかし報道被害はまだ良くなつたとはいはず、被害者は辛い思いをしています。また、来年5月から始まる裁判員制度で、市民が正当に判断できるか心配です。被害者に回ってきたとき冷静に判断できるのか不安もあります。福岡高等検察庁の方が参加してくださり意見交換ができました。

第37回 平成21年1月25日（日）参加者13名（会員4名）

例年なく雪が多い福岡です。一面銀世界で参加者は少

なかつたのですが熱い集会になりました。昨年の犯罪被害者週間の各催しに参加した報告に始まり、熱心な活動報告がなされました。鹿児島の被害者は、住居問題で困窮し、支援センターや県に訴えたのですが全く相手をしてもらえませんでした。しかし、対応の悪さが紙面に報道されると直ちに県は対応したそうです。佐賀の未解決事件では、一年間情報が無く後が控えているということで懸賞金が打ち切られ継続も認められませんでした。

今後の九州集会のあり方、活動のあり方について問題提起され、直接支援、自助活動をすべきではないか、そのために積極的に九州の自助グループに声かけ、情報の交換をしていくことになりました。

九州集会 次回以降のお知らせ

日時：3月22日（日）13:00～17:00 場所：農民会館 福岡市中央区今泉1-13-19 TEL 092-761-6560 会費：1000円

弁護団会議 第49回（平成20年11月）～第53回（平成20年11月）

第49回 平成20年11月17日（月）

第50回 平成20年11月21日（金）

何れも模擬裁判劇シナリオについて検討し練習しました。今後は、時効、死刑存置、無期刑、未解決被害者

第51回 平成20年11月26日（水）

第52回 平成20年11月28日（金）

の尊厳、被害少年保護基本法の策定などの研究を進めることができます。

第53回 平成20年11月29日（土）

会員の声

時効廃止の訴えに向けて

平成17年2月14日の夜のことです。当時39歳の息子は信用金庫に勤務しておりました。残業を終えて同僚と2人で帰ろうと、ドアを開けたところで、息子は何者かに襲われ刺殺されました。何が起きてこんな恐ろしいことになってしまったのか、何もわからぬまま3年11ヶ月の月日だけが虚しく過ぎてしまいました。

「受け入れることのできないわが子の死。他人に殺されて死んでしまった。愛おしみ大切に育ててきたかけがえのない尊い命をどこの誰かもわからぬ奴に一瞬にして奪われてしまった」

この悔しさ、怒りをどこにぶつけたらよいというのでしょうか。一生懸命がんばって生きてきた息子の心中を思うと、胸が張り裂ける思いがいたします。

「犯人は今どこでどう暮らしているのだろうか。他人の人生を根こそぎ倒して滅茶苦茶にして自首もせず、期限まで捕まることなく逃げ通せば、現在の法律では時

後藤リウ

効成立という無罪放免のご褒美をくれる。それ待つているのだろうか」

人を殺した者に逃げ得は絶対に許すわけにはいきません。無念のうちに殺され死んでいった者には再び生きるということは絶対不可能なのです。

いったい法律は誰のためにあるのでしょうか。法に携わる方々は、自分の愛する家族が被害にあったと今一度考えてみてください。そうしたら自ずと答えが出てくるように思います。もっともっと生きたかった命です。生きられたはずの被害者の魂の叫びを受け止め、声なき声に耳を傾けて私は、「時効廃止の訴え」に向けて社会や国にお願いの声を出していきたいと思っています。

これから、生きていくことができるのだろうかと思った底のなか、「あすの会」と出会いました。会員の皆さんにはいつも元気をいただき、多くの皆様のお力添えのおかげで今があることに心より感謝申し上げます。

朝日新聞ジャーナリスト学校での新人教育講座にて

宮園誠也

昨年6月18日、朝日新聞の夕刊「素粒子」の記事に端を発した朝日新聞社と「あすの会」の「死に神」論争が終止符を打った後、私に朝日ジャーナリスト学校から講演の依頼がありました。

池袋通り魔事件で、被害者の尊厳と権利を無視した取材の非を私が朝日新聞の「声」欄に投稿した記事を、ジャーナリスト学校で教材として使っていると話されたので、それに関連してとのことと考えて引き受けました。

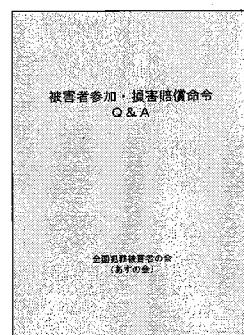
昨年11月14日、朝日新聞本社内にあるジャーナリ

スト学校で、昨年入社の新人記者を前に、苦情、意見何を話しても良いと言われました。そこで私が普段思っている「朝日新聞は加害者よりである。偏向している」ということを話しました。市川記者の記事や、数年前にあった大島令子元議員が死刑執行後の写真を森山法務大臣に見せて死刑反対を主張したという記事等を例に、報道は公平であるべきで、知る権利、報道の自由は被害者の尊厳と権利を尊重してこそ可能であり、人として常識とマナーを身につけて取材してほしい等と要望も伝え講演を終えました。

「被害者参加・損害賠償命令Q&A」ができました

昨年12月1日からスタートした被害者参加、損害賠償命令制度。実際にこれらの制度を利用する際、手引きとして役立てていただくために、「あすの会」ではQ&A形式の小冊子を作成しました。被害者参加、損害賠償それぞれの制度の概要から、参加や申し立てができる被害者の範囲、手続きの方法まで、わかりやすくまとめられています。ご希望の方は「あすの会」まで、お問い合わせください。

被害者参加・
損害賠償命令Q&A
編 全国犯罪被害者の会
(あすの会)
定価 500円(税込)



報道おぼえがき — 平成20年(2008年)11月～平成21年(2009年)1月

**2008年
11月**

- 5日 大阪市北区・3キロ引きずり殺人容疑で22歳男を逮捕
 8日 東京地裁・足立区の女性監禁殺害は救出できたとし、警察の捜査怠慢を認め2000万円賠償命令
 12日 さいたま地裁・07年に起きたアパート女性強盗殺人で、被告に無期懲役
 17日 大阪府富田林市・16歳少年6キロ引きずられ死亡、大工の男を逮捕
 同日 茨城県稲敷市・飲酒当て逃げ容疑で、警視庁警視の男を逮捕
 18日 さいたま市南区・元厚生次官夫妻殺害、東京都中野区・元厚生次官妻刺傷
 19日 さいたま市ドンキホーテ放火事件で、被告の女の無期懲役が確定
 同日 さいたま家裁・川口市父親刺殺事件で、長女に少年院送致を決定
 20日 福岡高裁・両親を殺害し、自宅庭に埋めた男に対し、一審の懲役30年は量刑不当とし、無期懲役の判決
 同日 ブラジル、サンパウロ地裁・浜松ひき逃げ日系人に代理処罰禁固4年の判決
 22日 東京都・中野区・元厚生次官連続殺傷事件で男が出頭、逮捕
 25日 法務省：無期懲役囚を仮釈放する際は、被害者や遺族の意見を聴取することを義務付ける方針
 27日 アメ横暴力団元幹部射殺事件で、暴力団組長らを殺人容疑などで逮捕
 28日 最高裁：2009年分の裁判員候補者、通知発送
 同日 法務省：98～07年の無期懲役囚の仮釈放は74人、獄中死は120人
 29日 警察庁：「予兆」事件を積極摘発の方針、子供の重大犯罪被害防止へ

12月

- 1日 「被害者参加制度」「損害賠償命令制度」「国選被害者参加弁護士制度」施行
 4日 元厚生次官宅襲撃事件で、小泉容疑者を殺人容疑で再逮捕
 9日 神戸地裁・神戸テレクラ放火殺人（2000年）の実行犯リーダーに無期懲役判決
 同日 宇都宮地裁：別居中の妻を刺殺した男に懲役17年の判決、求刑を上回る判決
 同日 広島高裁：ペルー人女兒殺害事件で一審の無期懲役判決を破棄、地裁に差し戻し
 10日 大阪地裁：八尾男児投げ落とし事件（2007年）で、知的障害被告に心神耗弱認定、懲役5年6ヶ月の判決
 11日 警察庁：2008年の通り魔殺人過去最悪の13件、死傷者42人と発表
 15日 改正少年法施行、少年審判で被害者傍聴へ
 16日 東京高裁：英国人女性殺害事件で、織原被告に対して無期懲役の判決
 同日 大阪地裁：全国で2例目の「被害者参加」決定、2001年の強盗殺人事件の裁判
 18日 「オウム真理教被害者救済法」施行、オウム給付金申請始まる
 同日 奈良女児誘拐殺人の小林死刑囚が奈良地裁に再審請求
 22日 最高裁発表：少年法改正後5日間に、家裁4事件で被害者ら7人が少年審判傍聴
 24日 京大病院入院中の1歳娘の点滴に歿敗水、35歳の母親を殺人未遂容疑で逮捕
 26日 千葉・東金、女兒殺害事件で、勝木容疑者（21歳無職）を殺人容疑で再逮捕
 29日 広島・三原、庭へ自動車突入、父母と4歳女兒死亡、25歳会社員を逮捕
 30日 兵庫・大阪でタクシー運転手殺害相次ぐ
 同日 法務省：実刑一部を執行した後に残りを猶予する「一部執行猶予制度」導入の方針

**2009年
1月**

- 3日 最高裁：各地裁、高裁に対し、公判前整理手続きの情報開示を促す文書（昨年11月）
 同日 法務省：重大事件の公訴時効を見直す検討へ、勉強会を設置し3月に報告書の予定
 5日 大阪・松原、タクシー強盗で運転手が首切られ重傷、犯人は東大阪市の事件と同一
 6日 大阪・寝屋川、タクシー強盗で23歳の派遣社員の男を強盗致死容疑で逮捕
 同日 大阪・高槻、タクシー強盗で24歳の新聞配達員の男を強盗殺人未遂容疑で逮捕
 8日 千葉・市川、17歳男子が父親を刺殺、「ひきこもりを打開しようと思って刺した」
 9日 大阪・茨木、二人組のタクシー強盗で運転手刺傷
 13日 栃木・足利、パート女性銃撃事件で、43歳の元同居男を殺人未遂容疑で逮捕
 23日 東京地裁：初の「被害者参加制度」を利用した裁判、2公判が行われる
 27日 広島地裁：初の「損害賠償命令制度」を利用した裁判、強制猥褻事件で申し立て
 東京地裁：傷害・恐喝未遂事件で「被害者参加制度」適用の裁判
 28日 法務省：死刑4人に執行、愛知・長野4人強盗殺人など
 同日 法務省：「一部猶予制度」「社会奉仕命令制度」の試案を法制審議会部会に提示



運営の基本

【会員・特別会員】

会員は、生命・身体に関わる犯罪被害者及びその近親者で、当会に入会申込書を提出し、幹事会が認めた方に限ります。また、当会設立の趣旨・目的に賛同し、その実現に熱意を有する、幹事会が特に承認した方は、特別会員として入会することができます。

【ボランティア】

ボランティアとしてご協力いただける方はお申し出ください。登録用紙をお送りします。必要に応じて各種応援をしていただきます。

【報道】

当会の活動は、マスコミを通して積極的に報道してもらいますが、プライバシーは十分守ります。会員の希望により、匿名・映像カット等の措置をとります。また、会員の承諾なしに会の知り得た情報は漏らしません。プライバシーの保護には十分留意いたします。

会 計

当会は、会費を徴収しておりません。事務運営、事務管理、ニュース・レター発行、郵便、通信料などの諸経費は、発足以来、すべて支援者の寄付で賄われています。

ご寄付いただきました方々には、改めて厚く御礼申し上げます。引き続き皆様のご支援を心よりお願い申し上げます。

寄付金のお振り込み先

ゆうちょ銀行

00170-6-100069 「あすの会」

三井住友銀行 丸の内支店

(普) 6577163 「あすの会 代表幹事 岡村 繁」

三菱東京UFJ銀行 丸の内支店

(普) 2149873 「あすの会 代表幹事 岡村 繁」

法廷付き添いのご案内

事件を思い出す裁判傍聴に
私たちが付き添います！

当会では、被害を受けた方が法廷で心細い思いをしないように、付き添いサービスを行っています。付添人は、当会が依頼したボランティア・会員の人たちです。

付き添いを希望される方は、事務局までお問い合わせください。その際、下記の点についてお聞きすることになりますので、お手元に資料をご用意くださいますようお願いいたします。

- 犯罪被害者名
- 主な縁故者と被害者の関係
- 被告人名
- 裁判所名・公判係属部
- 前回の公判日（傍聴券必要の有無）
- 次回の公判期日
- 付き添いを希望する者への希望（年齢等）
- 起訴状のコピー送付の可否

※調整がつかない等ご要望に添えない場合もありますので、あらかじめご容赦ください。

無料法律相談

弁護士による無料の法律相談を毎週木曜日に行っています。

生命・身体に関わる犯罪被害にあられた方、およびそのご家族でお困りの方は、お気軽にお電話ください。

時間：PM 1：00～4：00

電話：03-5319-1773

編集後記

アメリカの金融危機に発した不況の風にさらされ、雇用不安の中に新年を迎えるました。この中で、昨年12月1日、我々の悲願であった「被害者参加制度」「損害賠償命令制度」「国選弁護人制度」がスタートしました。被害者に新しい、優しい風吹き始めました。「あすの会」の誕生日である1月23日には、天からのプレゼントなのか、初の「被害者参加制度」による刑事裁判が開かれました。法廷の雰囲気が一変しました。被

害者のためにも裁判があることが感じられ、反対論者の主張していた論点は杞憂に終わりました。被害者のためにもある司法が始まったのです。我々のこの9年間の活動の成果が、近時点の被害者の方々に活用されることは大きな喜びです。今号のニュースレターは、昨年の第3回犯罪被害者週間行事「第9回大会」を特集しました。本年は、前述の3制度および少年審判傍聴が適正に運用される年になることを期待しています。

ニュース・レターに対するみなさまのご意見・ご感想をお寄せください。また、取り上げてほしい記事などがございましたら、お知らせください。よろしくお願い申し上げます。